

東京都千代田区一番町25 番地JCII ビル
一般社団法人カメラ映像機器工業会
代表理事 御中

CIPA DCG-006 の入手に関する同意書

本書面は、カメラ映像機器工業会（以下CIPAといいます。）により策定された「DPS over IP 実装ガイドライン」と称されるCIPA DCG-006-2XXX（以下CIPA DCG-006 といいます。）に記述されたガイドライン（以下ガイドラインといいます。）を入手するための同意書（以下本書といいます。）です。

本書をCIPAに提出する申請人（以下申請人といいます。）は、本書および本書に添付されたCIPA DCG-006に関する声明書（以下声明書といいます。）に記名捺印のうえCIPAに提出することにより本書に同意したことになり、第2条第1項の規定に従いガイドラインを入手するために必要な情報がCIPAから開示されます。

第1条（定義）

1. 本書において関係会社等とは、ある特定の法人が議決権総数の過半数を直接または間接に保有する法人およびある特定の法人の議決権総数の過半数を直接または間接に保有する法人をいいます。
2. 本書において許諾製品とは、CIPA DCG-006 に準拠した製品をいいます。
3. 本書において知的財産権とは、全世界の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権その他の知的財産権であって、出願中のものを含むものとします。
4. 本書において必須知的財産権とは、CIPA DCG-006 を実施する際に必須となる知的財産権をいいます。

第2条（ガイドラインの開示）

1. CIPAは、申請人が本書および声明書をCIPAに提出した場合にのみ、ガイドラインを入手するために必要な情報を申請人に開示するものとします。ただし、申請人がCIPAにおける2011年度開催のDPS分科会に入会している場合は、かかる声明書の本書に基づく提出は要しないものとします。
2. 申請人は、前項によりCIPAから提供された情報およびガイドラインの内容について、申請人の関係会社等以外の第三者に開示または漏洩しないものとします。

3. ガイドラインは、許諾製品を開発、製造または販売する目的のためにのみ、申請人および申請人の関係会社等に開示されます。申請人および申請人の関係会社等は、許諾製品を開発、製造または販売する目的のためにのみガイドラインを使用（その範囲内での複製は認められます。）することができますが、許諾製品以外のものの製造、開発、販売等のためにガイドラインを使用することはできません。

第3条（制限）

1. ガイドラインは、予告なく改訂、修正、その他変更される可能性があります。
2. 申請人は、再使用許諾、譲渡、販売、頒布、リース、貸与その他の方法により、申請人の関係会社等以外の第三者にガイドラインを使用させることができません。
3. 申請人および申請人の関係会社等は、本書に定めるほかガイドラインの全部または一部を、複製、修正、改変、その他翻案等を行うことはできません。また第三者にこのような行為をさせてはなりません。
4. 申請人および申請人の関係会社等は、ガイドラインに含まれる著作権表示を変更し、除去もしくは削除してはなりません。

第4条（表明）

1. CIPAは、CIPA DCG-006 の作成にかかわった者から、他のCIPA DCG-006 採用者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件として、無償を含む合理的かつ非差別的な条件で、CIPA DCG-006 採用者に対して必須知的財産権の実施または利用を許諾する旨の声明書を得ています。
2. 前項の規定にかかわらず、CIPAは、申請人と必須知的財産権の権利者との間の交渉には一切関与せず、また両者間の許諾条件、その他許諾交渉の結果について、いかなる責任も負いません。

第5条（帰属）

1. ガイドラインに関する著作権は、その内容によりCIPAまたはCIPAのライセンサーに帰属します。本書に明確に定める場合を除き、ガイドラインに関するCIPAまたはCIPAのライセンサーの著作権その他の知的財産権が、明示たると黙示たるとを問わず、本書によって申請人または申請人の関係会社等に譲渡あるいは許諾されるものではありません。

第6条（否認および免責）

1. ガイドラインは、『現状のまま』の状態です。CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社（会員の関係会社等を含む。以下同じ。）のいずれも、CIPA DCG-006 およびガイドラインに関して、商品性、特定の目的への適合性および非侵害の保証を含め、

いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行いません。

2. CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社のいずれも、申請人および申請人の関係会社等によるガイドラインの使用または使用不能から生ずるいかなる損害（逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害をいいます。）についても、適用法で認められる限り、一切の責任を負わないものとします。たとえ、CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
3. CIPAまたはCIPAの会員もしくは会員の関連会社のいずれも、CIPA DCG-006 およびガイドラインの使用に起因して生じたまたは生じうる知的財産権に関する紛争について、防御、協力または補償する義務を負わないものとします。

第7条（期間）

1. 本書は、下記同意日に発効し、終了されるまで有効に存続します。
2. 申請人は、第2条第1項にしたがってCIPAから提供されたガイドラインを使用するために必要な情報およびガイドラインのすべてを廃棄することにより、本書を終了させることができます。
3. 申請人または申請人の関係会社等が本書のいずれかの条項に違反した場合、本書は直ちに終了します。この場合、申請人および申請人の関係会社等は、速やかに、第2条第1項にしたがってCIPAから提供されたガイドラインを使用するために必要な情報およびガイドラインのすべてを廃棄するものとします。なお、CIPAは、本項の違反について、CIPAが採り得る一切の法的権利および救済手段を留保するものとします。
4. 申請人は、本書の終了後直ちに、CIPAに本書が終了した旨の通知を行うものとします。
5. 本書が終了した場合でも、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、本条第3項、第4項および本項ならびに第9条の規定は有効に存続するものとします。

年 月 日

CIPA DCG-006 に関する声明書

一般社団法人カメラ映像機器工業会御中

申請人住所：

申請人（会社）名称：

代表者またはその代理人：

印

TEL：

当社および当社の関係会社等が所有するCIPA DCG-006 に関する必須知的財産権の許諾条件は下記 **①または②を選択** とします。ただし、いかなる場合であっても、CIPA DCG-006 の必須知的財産権について、他のCIPA DCG-006 採用者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件とします。なお、本声明書は、CIPA DCG-006 の入手に関する同意書の要求に従い提出されるものです。

記

許諾条件：

- ① CIPA DCG-006 を採用する者に対して、合理的かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。
- ② CIPA DCG-006 を採用する者に対して、無償かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。

(①か②、どちらかを必ずご選択ください)

以上